

鎌倉日和

vol.38

コロナ禍で迎える2度目の新年度、新学期がスタートして1か月がたちました。新しい生活様式が定着しつつある一方で、危機意識が緩んだ「コロナ慣れ」が起きているのも現状です。第4波を全国に広げないために、大型連休についても私たち1人1人が気を引き締めなければならないと思います。今回取り上げたポンポンケーキ様は、せめてお家で美味しいものを食べたいという多くの方に支持され、テイクアウトが好調です。商標担当芦田弁理士によるポンポンケーキ様の事例を取り入れた商標の解説もぜひご一読ください。

鎌倉ブランドのお客様

株式会社 POMPON & COMPANY 様

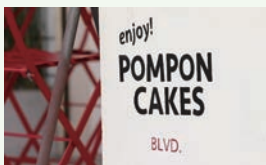
● 母の味を広めたい ●

鎌倉の中心地から少し離れた梶原の住宅街にあるケーキ屋さん「POMPON CAKES BLVD. (ポンポンケーキ・ブルバード)」様。



カーゴバイク（三輪自転車）で移動販売をするスタイルで大人気となり、店舗を構えてからもわざわざ遠くから足を運ぶお客様が後を絶たない人気店です。ディレクターの立道嶺央さんに、事業にかける想いをうかがいました。

店名の「POM」はフランス語の「リンゴ」で、立道さんが幼いころからお母さまの作るリンゴのお菓子が大好きだったからという由来があります。そんなお母さまの味を、自分ならもっと世の中に広めることができるのではないかと考え、一緒に事業を始めることにしたのが10



年前。一見素朴な家庭菓子のようでありながら、食べてみると、今まで味わったことのないようなタルトのサクサク感、フルーツやクリームのかんざの絶妙なバランスなど、決して家庭では作



れない領域であることに気付かされます。

研究者でもありビジネスパーソンでもあったお父様がブレンとなり、父・母・息子の得意分野を組み合わせるポンポンケーキがうまれました。ファミリービジネスに抵抗がなかつたわけではないそうですが、立道さん自身が親となり子育てをする中で、今では、家族を大切にしたいという想いが事業の根底に



流れているように思えます。働くスタッフにも、家庭と仕事を両立できるような組織づくりをしていきたいと語る姿には、自身の実感がこもっているからこそ、強い意志を感じました。

● ケーキ屋としてのミッション ●

取材にうかがった3月は苺の最盛期。苺の旬は3～5月ですが、日本ではクリスマスケーキに苺が使われることもあり、苺の旬が冬だと勘違いしている人が多くいることに驚いたそうです。品種改良や栽培技術の進化で、なんでも一年中手に入る時代ですが、果物には旬があり、有限であることを伝えることはケーキ屋としての使命だと立道さんは考えています。



そのため、ポンポンケーキのクリスマスケーキに苺は登場しませんが、全国の農家さんから届く旬のフルーツで一年中ケーキが彩られます。生産者さんの人となりを知っているからこそ、美味しいケーキにしようとスタッフのテンションが上がる。そうやって、素材の良さをいかした季節感のある美味しいケーキが生まれ出されているのです。

● ポンポンケーキの関係人口 ●

こちらで使っている苺は、立道さんの家族が散歩中に偶然みつけた近所のイチゴ農園さんのものですが、「縁」のような形で出会った関係性は「オーガ



ニックな人間関係」だといいます。そのような生産者の方や、一緒に働いたり助けたりしてくれた人たち、ケーキを買ってくれた方々とのオーガニックな関わりのおかげで、ポンポンケーキは成長してきました。これからも、ポンポンケーキの関係人口が増えていくことで、自然と事業が大きくなるならば、これ以上幸せなことはないと立道さんは語ってくれました。

当事務所も商標登録のお手伝いというかたちで関わられたご縁を大切に、引き続き事業の成長へのお手伝いができればと思います。

POMPON CAKES BLVD.

神奈川県鎌倉市梶原 4-1-5 助川ビル
営業時間：11:00-18:00
定休日：水曜日・木曜日
<https://www.instagram.com/pomponcakes/>



● 菖蒲と尚武 ●

5月5日は「端午の節句」です。これは、中国の陰陽五行説に由来し平安時代に邪気祓いを行う日として伝わり、江戸時代に入って男子の厄除祈願の行事となったものです。

「端午の節句」は「菖蒲の節句」ともいわれ、鶴岡八幡宮では、5月5日に菖蒲祭（しょうぶさい）が行われます。菖蒲の開花が五月であるというだけでなく、「菖蒲」が「尚武（武を尊ぶ）」に通じることから、鎌倉武者の守護神である鶴岡八幡宮では年中行事の一つとなっています。



日本語は同音異義語が多く、「菖蒲」と「尚武」のように「音を通じる」語を特別な関係として捉えることがしばしばあります。

古代中国から「邪気を払う力を持つ」とされた菖蒲が新緑の時期に花開き、武で時代を開いた鎌倉武者が菖蒲を尊び、現代でも男の子の成長を祝い健康を祈る行事として根付いています。「しょうぶ」という音が引き継いできた意味に想像を広げると、しみじみ言葉というのは味わい深いものがあります。

● 商標の類否判断 ●

さて、事業の話となれば、あまりロマンチックなことは言っていられません。

例えば、Aさんが「菖蒲」という商標を事業に使いたい場合に、登録商標「尚武」の先行登録があったとします。この場合、「菖蒲」は商標登録を受けられるでしょうか。



つまり、「菖蒲」と「尚武」が、法律上「類似するかどうか」という話です。

結論からいってしまうと、この2つの商標は「類似しない」と判断される可能性が高いです。

商標の原則的な類否判断の基準は、①見た②読み③イメージの3つの要素を考慮して、そのいずれかが共通すれば類似とされます。

ですので、「しょうぶ」という読みが共通する2つは原則的には「類似」と判断されるものなのですが、一方で、3つの要素のうち1つが共通していても、他の2つが大きく異なるときは類似しない、という基準があります。「菖蒲」と「尚武」は、見た目やイメージが大きく違うので、類似しないと考

えるのが妥当ということです。

また、商標の類否判断においてよく問題となるのが、商標に他の要素がある場合です。例えば、「菖蒲」の商標登録もっているAさんが五月人形を売っていたら、Bさんが「菖蒲人形」という名称で人形を売り始めたとします。この場合「菖蒲」と「菖蒲人形」は類似商標となり、BさんはAさんの商標を侵害したことになります。「人形」などの一般名称は、商標としての評価が低いので、その部分は排除して「菖蒲」だけで判断がされるからです。

※商標の類否判断は、さらに事業者の実情が考慮され、必ずしも原則的な判断が貫かれるわけではありません。

● ポンポンケーキ様の場合 ●

おもて面でご紹介したポンポンケーキ様が出願した商標「POMPONCAKES」は、先行登録「ポンポン」と類似する旨の指摘がされました。



確かに、ケーキを意味する「CAKES」部分は一般名称として評価が低そうですし、

「POMPON」と「ポンポン」は読みが共通で、イメージの大きな相違もありません。似ている気もします。

しかし、ケーキを「ケーキ」というのは少し耳慣れないようにも思えます。というのは、日本の義務教育の英語ではケーキ1切れを不可算名詞として、「a piece of cake」「two



pieces of cake」のように学ぶからです。ケーキを「CAKES」としてカウントするのはホールケーキ単位なんだそうですよ。

商標の類否は「需要者観点」で判断されるべきなので、需要者が「ケーキ」を耳慣れないと感じるならば、上述の「人形」とは扱いが異なるはず。ポンポンケーキ様の出願はその点を掘り下げて特許庁に反論し、無事に登録となりました。

ポンポンケーキ様は、鎌倉で誠実に事業を続けられ、お客様の信用を積み重ねてきました。商標登録も「ポンポンケーキ」という名称を独占する目的ではなく、スタッフを始めとする関係者の誇り、事業のすすむべき目印として登録したい、というご相談でした。特許庁の登録の判断には、ポンポンケーキ様が「積み上げてきた信用」も影響したに違いありません。

柏餅もいいですが、今年の5月5日は、ポンポンケーキのケーキとともに、ご家族で端午の節句の由来や、言葉の奥深さを楽しんでみるのも良いかもしれませんね。

商標担当弁理士 芦田圭司

